移住者居住支援事業　補助金該当者確認表

臼杵市への定住を目的に転入される方に対し、住居などに関する支援制度ができました（ただし事前登録が必要です）。補助金の対象となるかどうか、下のフロー図でご確認ください。

市外から臼杵市に転入する予定ですか？
- NO → 既に転入した方は補助制度の該当になりません
- YES ↓

婚姻や離婚、福祉施設などへの入所による転入ですか？
- YES → 結婚や離婚に伴う転入（親族等の家へ同居の場合）、福祉施設などへの入所による転入は該当になりません
- NO ↓

今後、長い期間（５年以上）臼杵市に住む予定ですか？
- NO → 転勤、学業などによる一時的な転入者は該当になりません
- YES ↓

臼杵市に転入する前、どれくらい市外に住んでいましたか？
- １年未満 → 該当する補助制度はありません
- １年以上５年未満 → 転入後、アパートや空き家の民間賃貸住宅に住む予定ですか？
  - NO → 該当する補助制度はありません
  - YES → 双方が40歳以下の夫婦世帯、または中学生以下の子どもがいる世帯、または40歳以下の単身世帯ですか？
    - YES → ③※1
    - NO → 住む家は１年以上空き家になっていますか？
      - YES → ①、④
      - NO → ①※2
- ５年以上 → 転入後、どのような住宅に住む予定ですか？
  - 新築や建売、中古住宅を買う → 双方が40歳以下の夫婦世帯、または中学生以下の子どもがいる世帯、または40歳以下の単身世帯ですか？
    - YES → ①、②※1
    - NO → ①
  - アパートなどの民間賃貸住宅を借りる → 双方が40歳以下の夫婦世帯、または中学生以下の子どもがいる世帯、または40歳以下の単身世帯ですか？
    - YES → ①、③※1
    - NO → ①
  - 実家や親戚の家など → 住む家は１年以上空き家になっていますか？
    - YES → ①、④
    - NO → ①※2
  - 公営住宅 → ①の引越費用補助のみ対象

※1　空き家バンクを活用して契約した物件のうち、『空き家改修補助金』を利用する場合は該当となりません。

※2　移住する方の人数が現在お住まいの方の人数と同数以上の場合が対象。また、転入後、３世代世帯として親世帯、子世帯が同居する場合は『三世代家族定住支援住宅補助金』もあわせて利用できる場合があります。

◆ 補助金の内容、その他の条件など

補助金名		補助金の内容	補助額	補助率	その他条件など
①	移住支援補助金	仲介手数料の補助	5万円以内	10/10	・5年以上臼杵市に居住することを誓約できる方 ・税金等の滞納がない方 ・自治会に加入できる方 ・暴力団員、または暴力団関係者でない方 ・生活保護受給者でない方 など ※住宅取得補助金などについては、「移住予定者登録」後に契約したものが対象となります
		引越費用の補助	20万円以内（県外） 10万円以内（県内）	2/3	
		移住奨励金 （親族等の家に同居する場合は非該当）	5万円	-	
②	定住促進住宅取得補助金	住宅の新築補助 住宅購入（新築・中古）の補助	100万円以内 （最大120万円）	1/10	
③	若年・子育て世帯家賃補助金	若年単身者（40歳以下）への家賃補助	月額10,000円以内 （最長24月）	共益費等を除いた家賃月額の1/2	
		若年夫婦（40歳以下）への家賃補助	月額15,000円以内 （最長24月）		
		子育て（中学生以下）世帯への家賃補助	月額15,000円以内 （最長36月）		
④	Uターン支援住宅改修補助金	実家等の改修補助金	50万円以内	1/2	上記のほか、改修工事に市内業者を利用できる方

【連絡先】　臼杵市役所秘書・総合政策課 **協働まちづくりグループ**　Tel：0972-86-2733　　Fax：0972-63-7713